

史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託受託者の履行に係る継続業務審査

この審査基準は、「史跡比恵遺跡整備活用検討業務委託(以下「設計業務」という。)」の受託者が、業務を適切に完了したことをもって、今後行う予定である「(仮称)史跡比恵遺跡整備実施設計業務委託(以下「継続業務」という。)」の随意契約の契約相手方として適当であるかを審査するために必要な事項を定める。

1. 審査を実施する者

発注者である福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター所長が「3. 審査基準」に従い、設計業務の受託者が継続業務の随意契約の契約相手方として適当かを審査する。

2. 審査方法

- ・福岡市経済観光文化局文化財活用部埋蔵文化財センター所長は、原則として、受託者から提出された成果品について、その説明を受けたうえで、「3 審査基準」に掲げる審査項目に沿って審査を行うものとする。
- ・審査基準は「適」、「不適」の2段階評価とし、すべての審査項目で「適」となった場合のみ、継続業務の相手方として適当であると判断するものとする。

3. 審査基準

項目	審査基準	判定
業務の実績、体制等に対する評価		
業務実績	・同種の業務実績を有しているか。また実績は良好か。	適・不適
実施体制	・業務を履行するにあたり、十分な体制であるか。	適・不適
工程計画	・業務全体の工程計画は実現可能かつ的確か。	適・不適
設計内容に対する評価		
目的の理解度	・事業の目的を的確に理解、把握しているか。 ・仕様書の記載された内容を把握した設計内容及び成果品となっているか。	適・不適
設計内容	・整備後の活用を考慮した設計内容となっているか。	適・不適
整備手法	・来訪者にとって魅力的な史跡整備空間になっているか。	適・不適